

●区立高齢者住宅(けやき苑)  
●区営住宅 ●改良住宅  
●都営住宅(地元割当)

募集のご案内

(対象：板橋区に居住している方)

|      |               |        |      |
|------|---------------|--------|------|
| 募集戸数 | 区立高齢者住宅(けやき苑) | 一人～二人向 | 1 戸  |
|      | 区 営 住 宅       | 二人以上向  | 13 戸 |
|      | 改 良 住 宅       | 二人以上向  | 2 戸  |
|      | 都営住宅(地元割当)    | 一人～二人向 | 3 戸  |
|      |               | 二人以上向  | 3 戸  |
|      |               | 三人以上向  | 2 戸  |

|      |                |                   |
|------|----------------|-------------------|
| 募集日程 | 令和7年5月21日(水)から | 申込方法によって詳細が異なります。 |
|------|----------------|-------------------|

| オンライン申込                                                                                                                                       | 郵送申込                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【申込期間】<br/>令和7年5月21日(水)～6月3日(火)</p> <p>★申込番号に応じて申請フォーム(LoGoフォーム)が異なります。詳細は本書3ページを参照してください。</p> <p>★抽せん番号は、<br/>令和7年6月17日(火)メールで送信予定です。</p> | <p>【申込期間】<br/>令和7年5月21日(水)～5月29日(木)</p> <p>★申込書は<br/>令和7年5月21日(水)～6月3日(火)までに板橋区役所に届いたものに限り受け付けます。</p> <p>★抽せん番号は、<br/>令和7年6月17日(火)はがきで発送予定です。</p> |

- (1) 申込むには、所得などの制限があり、それぞれ一定の資格が必要です。2ページ以降で必ずご確認ください。
- (2) 区立高齢者住宅申込用(みどり色)、区営住宅申込用(もも色)、改良住宅申込用(き色)、都営住宅申込用(みず色)の4種類の申込書がついています。資格があれば複数の種類の申込みができます。
- (3) 都営住宅公募に申込まれる方も、この募集に申込むことができます。

|      |                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------|
| 抽せん日 | 令和7年7月1日(火) 午前10時から11時頃まで<br>板橋区役所本庁舎南館6階 教育支援センター研修室Cで公開抽せんを行います。 |
|------|--------------------------------------------------------------------|

|          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 抽せん結果の通知 | <p>【オンライン申込の方】<br/>令和7年7月15日(火)メール送信予定</p> <p>【郵送申込の方】<br/>令和7年7月15日(火)はがきで発送予定</p> |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|

# 申込みのできる住宅の種類について

資格があれば、複数の種類の申込みができますので、下記の表をご覧ください。  
 なお、資格については、それぞれのページで必ず確認してください。

| 申込みのできる住宅の種類      | 申込番号         | 対象世帯   | 区内居住年数(申込者)                                                                    | 対象となる方                                                                |
|-------------------|--------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 区立高齢者住宅<br>(けやき苑) | <b>1</b>     | 一人～二人向 | 申込期間に継続して3年以上<br>区内居住                                                          | 65歳以上の方                                                               |
| 区営住宅              | <b>2</b>     | 二人以上向  | 申込期間に継続して1年以上<br>区内居住                                                          | 同居親族がいる方                                                              |
| 改良住宅              | <b>3</b>     | 二人以上向  | 申込期間に継続して1年以上<br>区内居住                                                          | 同居親族がいる方                                                              |
| 都営住宅<br>(地元割当)    | <b>4・5・6</b> | 一人～二人向 | <b>〈1人で申込みの場合〉</b><br>申込期間に継続して3年以上区内居住<br><br><b>〈2人で申込みの場合〉</b><br>申込期間に区内居住 | <b>〈1人で申込みの場合〉</b><br>60歳以上の方など<br><br><b>〈2人で申込みの場合〉</b><br>同居親族がいる方 |
|                   | <b>7・8・9</b> | 二人以上向  | 申込期間に区内居住                                                                      | 同居親族がいる方                                                              |
|                   | <b>10・11</b> | 三人以上向  |                                                                                |                                                                       |

## 申込みにあたっての注意

- 申込みは、住宅の種類別（区立高齢者・区営・改良・都営別）にそれぞれ1世帯につき1通です。

次のような申込みは**すべてが無効**となります。

- ・申込書2通以上
  - ・オンライン申込2つ以上
  - ・申込書とオンライン
  - ・世帯構成や人数を変えて、同一人の氏名が2つ以上の申込みにあるとき
- 申込み後の申込番号、申込者、同居親族の変更はできません。  
 婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入・入力してください。
- 他の募集（公的住宅を含む）ですでに審査に合格、登録されている方も申込みます。  
 ただし、今回の募集で当選された場合は、どちらか一方を選択していただきます。
- 令和7年5月の都営住宅に申込みれた方も、この募集に申込みます。

## 申込方法（オンライン）

- (1) 申込フォーム（LoGoフォーム）にアクセスしてください。  
申込フォーム（LoGoフォーム）は申込番号により異なります。

|                     |                                                                                                          |                                                                                       |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込番号<br><b>1</b>    | 区立高齢者住宅(けやき苑)<br><a href="https://logoform.jp/form/Rwxz/945027">https://logoform.jp/form/Rwxz/945027</a> |    |
| 申込番号<br><b>2</b>    | 区営住宅<br><a href="https://logoform.jp/form/Rwxz/945863">https://logoform.jp/form/Rwxz/945863</a>          |    |
| 申込番号<br><b>3</b>    | 改良住宅<br><a href="https://logoform.jp/form/Rwxz/945904">https://logoform.jp/form/Rwxz/945904</a>          |    |
| 申込番号<br><b>4～11</b> | 都営住宅(地元割当)<br><a href="https://logoform.jp/form/Rwxz/945910">https://logoform.jp/form/Rwxz/945910</a>    |  |

【申込可能期間：令和7年5月21日（水）0時00分～6月3日（火）23時59分】  
最終受付は、令和7年6月3日（火）23時59分までです。  
※上記の時間を過ぎると、申込フォームにアクセスできなくなります。

- ・本システムでは、以下の動作環境での動作確認をしています。

|              |                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------|
| Windows      | Microsoft Edge / Google Chrome / Mozilla Firefox |
| MacOS        | Safari / Google Chrome / Mozilla Firefox         |
| Android      | Google Chrome                                    |
| iOS / iPadOS | Safari / Google Chrome                           |

※LoGoフォームはガラパゴス携帯（フィーチャーフォン）には対応していません。

- (2) 募集開始日から申込みできます。

- ①LoGoフォームにアクセス
- ②フォームの質問項目に従い、必要事項を入力  
※「ログインして申請する」は任意です。「新規アカウント登録」からアカウント登録をしておくと、次回申請する際に登録内容が自動入力されるので便利です。
- ③申請ボタンをクリックして終了。送信完了メールが届きます。

## 申込方法（郵送）

1. 申込書に必要事項を記入のうえ、**2か所に85円切手**をはってください。  
→記入例34～42ページをご覧ください。  
※切手のはっていないもの、不足しているものは、抽せん番号等の通知はしません。
  2. 定められた封筒に申込書を入れ、**1～3種類の申込書なら110円切手をはって、4種類の申込書なら180円切手をはって、必ず郵送してください。**
- ※ 申込書には、申込番号に○印を記入する欄が3箇所あります。  
1つの欄に2つ以上の○印を記入したり、不統一な記入、記入もれ等がありますと無効となります。
- ※ 申込書は、黒のボールペン又は黒のペンで記入してください。消せるボールペンや鉛筆は使用不可です。



※令和6年10月1日から郵便料金に変更になっておりますので、ご注意ください。

<主な旧料金との差額切手の組み合わせ例>

| 種類・新料金                |             | 旧料金  | 種類・新料金     |             | 旧料金  |
|-----------------------|-------------|------|------------|-------------|------|
| 定型郵便物<br>(50g以内)      | <b>110円</b> | 84円  | 通常はがき      | <b>85円</b>  | 63円  |
|                       |             | 94円  |            |             |      |
| 定型外郵便物規格内<br>(100g以内) | <b>180円</b> | 140円 | 速達(250g以内) | <b>300円</b> | 260円 |

## MEMO

# 申込みから入居まで (区立高齢者住宅・区営住宅・改良住宅)

## 【オンライン申込の方】

申込期間：令和7年5月21日(水) 0時00分～  
6月3日(火) 23時59分  
6月3日(火)までにLoGoフォームで  
申込完了したものに限り受付けます。

## 【郵送申込の方】

申込期間：令和7年5月21日(水)～  
6月3日(火)  
までに板橋区役所に届いたものに限り  
受け付けます。

### 抽せん番号の 通知

#### 【オンライン申込の方】

令和7年6月17日(火)メール送信予定

#### 【郵送申込の方】

令和7年6月17日(火)はがき発送予定

### 公開抽せん会

令和7年7月1日(火)  
時 間：午前10時開始～11時終了(予定)  
場 所：板橋区役所本庁舎南館6階 教育支援センター研修室C  
結果発表：同日15時頃から、住宅政策課窓口 to 当せん番号を掲示する予定です。  
また、区のホームページ  
(<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>)でも結果を掲載します。  
※新聞等の紙上での発表はありません。※電話による問い合わせはお断りします。

### 抽せん結果の 通知

#### 【オンライン申込の方】

令和7年7月15日(火)メール送信予定

#### 【郵送申込の方】

令和7年7月15日(火)はがき発送予定

資格審査対象者(当せん者)

補欠者

落せん者

### 審査書類説明会

令和7年8月上旬(予定)  
※会場・日時は、別途ご案内します。

### 入居資格審査

必要な書類を板橋区役所に持参していただき、面接により審査します。  
※審査場所(板橋区役所本庁舎北館5階 14番)  
●区立高齢者住宅……………住宅政策課窓口 ☎03-3579-2187  
●区営住宅・改良住宅…………(株)東急コミュニティー窓口 ☎03-5943-5006

合格者

失格者

### 住宅のあっせん

入居の説明を行います。

### 住宅の内覧

住宅の内覧(下見)は、指定の期間中に1回のみすることができます。(平日のみ)

### 入 居

- ① 入居手続きは、使用許可日の約1週間前に行います。
- ② 保証金(使用料の3か月分)と緊急連絡人が必要です。  
使用許可日から15日以内に引っ越しをしてください。

## 申込み後、住所の変わる方へ

- ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、はがき（抽せん番号のお知らせ等）を受け取れるようにしてください。板橋区都市整備部住宅政策課および板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口にも連絡されても住所変更はいたしません。
- ・資格審査対象者および補欠者となられた方は、はがきに、①令和7年5月募集 ②申込番号 ③抽せん番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名を記入して、下記住所へ必ずお送りください。  
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1  
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口あて

## 公開抽せん会

抽せんは、抽せん会場に来場された申込者の立会いのもとに行います。当日会場においでにならなくてもさしつかえありません。

## 補欠者の繰り上げ

- ・資格審査により失格者が出た場合、補欠者を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
- ・補欠の有効期限は、今回の募集の月の初日から1年間（令和8年4月30日まで）となります。
- ・繰り上げ審査を行うときは、必ず板橋区都市整備部住宅政策課または板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口から連絡いたします。

## 板橋区パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・板橋区パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和6年2月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も二人以上向の住宅の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップ関係にある方」とは、「板橋区パートナーシップ宣誓制度」の他、「東京都パートナーシップ宣誓制度」により受領証等を受けたパートナーシップ関係にある方も含みます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- ・なお、入居資格審査のときに板橋区又は東京都のパートナーシップ宣誓制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

# 入居資格に関する基準日一覧表

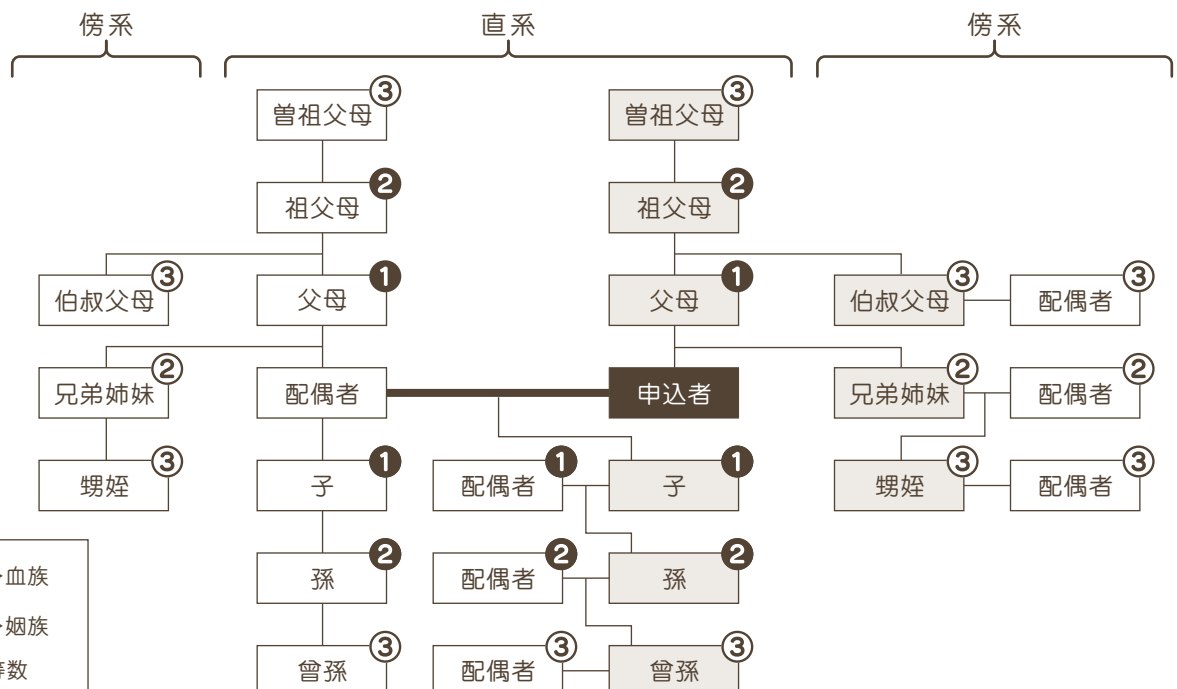
次ページ以降の入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢などの基準日は下表のとおりです。

|                                                  | 西暦             | 和暦             | 基準日                                   |
|--------------------------------------------------|----------------|----------------|---------------------------------------|
| 申込期間                                             | 2025年          | 令和 7 年         | 5 月 21 日 から 5 月 29 日 まで               |
| 在留実績1年以上                                         | 2024年          | 令和 6 年         | 6 月 4 日以前から日本に在留している                  |
| 区内に1年以上居住                                        | 2024年          | 令和 6 年         | 6 月 4 日以前から板橋区に居住している                 |
| 区内に3年以上居住                                        | 2022年          | 令和 4 年         | 6 月 4 日以前から板橋区に居住している                 |
| 16歳以上、23歳未満                                      | 2002年<br>2009年 | 平成14年<br>平成21年 | 5 月 23 日 以降の生まれから<br>6 月 4 日 以前の生まれまで |
| 18歳未満・未成年者                                       | 2007年          | 平成19年          | 5 月 23 日 以降の生まれ                       |
| 20歳未満                                            | 2005年          | 平成17年          | 5 月 23 日 以降の生まれ                       |
| 高校修了期までの子ども<br>(18歳に達する日以降の最初の3月31日<br>までの間にある者) | 2007年          | 平成19年          | 4 月 2 日 以降の生まれ                        |
| 成年者                                              | 2007年          | 平成19年          | 6 月 4 日 以前の生まれ                        |
| 57歳以上                                            | 1968年          | 昭和43年          | 6 月 4 日 以前の生まれ                        |
| 60歳以上                                            | 1965年          | 昭和40年          | 6 月 4 日 以前の生まれ                        |
| 65歳未満                                            | 1960年          | 昭和35年          | 6 月 5 日 以降の生まれ                        |
| 65歳以上                                            | 1960年          | 昭和35年          | 6 月 4 日 以前の生まれ                        |
| 70歳以上                                            | 1955年          | 昭和30年          | 6 月 4 日 以前の生まれ                        |

## 民法改正に伴う申込資格の変更について

民法の一部改正により令和4年4月1日から、成年の年齢が18歳に引き下げられました。これに伴い、4月以降の募集から、18歳以上の方が申込資格を有することになりました。

### 親等図 (参考)



## 募集する区立高齢者住宅（けやき苑）

区立高齢者住宅一覧は下記の通りです。

あき家状況欄に数字の記載されている住宅にあっせんできるあき家があります。

いずれの住宅も住宅名および階層を指定して申込むことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、登録された順に住宅をあっせんします。

〔一人～二人向〕 9～10ページの入居資格に該当する方に限ります。

| 申込<br>番号 | 募集<br>戸数 | あき家<br>状況<br>(戸) | 住宅名<br>所在地                 | 主な交通機関                                       | 間取り<br>専用面積  | 標準的な<br>使用料<br>(円)    | エレベーター | 建築<br>年数 |
|----------|----------|------------------|----------------------------|----------------------------------------------|--------------|-----------------------|--------|----------|
| 1        | 1戸       | 1                | 大谷口上町<br>けやき苑<br>大谷口上町84-5 | 東上線／大山駅／<br>徒歩約20分<br>「水道タンク前」バス停<br>から徒歩約5分 | 1DK<br>40.4㎡ | 24,000<br>～<br>35,700 | 有      | 平成15     |

※ 常盤台、中台、成増、桜川、小豆沢けやき苑は今回募集を行いません。

※ あき家状況は、令和7年5月1日現在の状況です。

## 区立高齢者住宅（けやき苑）とは

区立高齢者住宅とは、高齢者のみの世帯を対象として、下記のような設備等をそなえた民間の住宅を区が借上げた集合住宅です。

- この住宅には、手すりや緊急通報システムなどの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、団らん室などの入居者の利便施設も併設されています。  
このほか、主な設備は次の通りです。  
自動火災報知器、給湯システム、冷暖房機、玄関インターホン、エレベーター、IH（一部ガス）コンロ
- この住宅には、入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供などのために生活援助（協力）員を配置しています。

# 区立高齢者住宅(けやき苑)の入居資格(1人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **1** です。

※ 必ず区立高齢者住宅(けやき苑)の申込書(みどり色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

## 2 65歳以上の配偶者のいない単身者であること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者・パートナーを含む。)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次にあてはまるときは申込みできます。  
同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。  
※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

## 3 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

**所得金額 0円～2,568,000円**

\* 所得金額は、給料の支給額、年金の受給額とはちがいます。くわしくは、24～30ページをご覧ください。

## 4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者でないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)でないこと。  
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。  
ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。  
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。  
イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)。  
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 現にけやき苑に入居している方は申込みできません。

## 5 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。  
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 区立高齢者住宅(けやき苑)の入居資格(2人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 申込番号 **1** です。

※ 必ず区立高齢者住宅(けやき苑)の申込書(みどり色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 申込者が板橋区内に継続して3年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、区立高齢者住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が板橋区内に継続して3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

## 2 申込者が65歳以上であること

## 3 65歳以上の同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に区立高齢者住宅(けやき苑)に入居する親族です。  
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること  
(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

現に同居し、または同居しようとする65歳以上の親族がいること。ただし、配偶者はおおむね60歳以上(申込期間に57歳以上の方)です。

- (1) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
  - ア 婚約者・パートナー(入居手続きの時までに入籍できること。)
  - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
  - ウ 独立して生計を営む3親等内の血族または姻族であること。
- (2) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
  - ア 夫婦が別居する申込み。
  - イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- (3) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫(または妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません。

## 4 所得が定められた基準内であること

申込世帯の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

**所得金額 0円～2,948,000円**

\* 所得金額は、給料の支給額、年金の受給額とはちがいます。くわしくは、24～30ページをご覧ください。

## 5 住宅に困っていること

9ページ1人で申込む場合の入居資格4を参照してください。

## 6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 募集する区営住宅

区営住宅一覧は下記の通りです。

あき家状況欄に数字の記載されている住宅にあっせんできるあき家があります。

いずれの住宅も住宅名および階層を指定して申込むことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、登録された順に住宅をあっせんします。その際あき家のない住宅を希望することもできますが、次の募集までにあき家が発生しない場合は、あっせんすることはできません。

※ あっせんするあき家住宅は、主に建設後36～50年の耐火住宅です。

※ 申込世帯に身体障がい者、高齢者のいる世帯でも下層階をあっせんできるとは限りません。

※ 12～13ページの入居資格に該当する方に限ります。

## 〔二人以上向〕 ※ 単身者は申込みません。

■ 浴槽はすべてついています。

■ 原則として、車いす使用者、身体障がい者、高齢者に配慮した設備は設けていません。

| 申込<br>番号 | 募集<br>戸数 | あき家<br>状況<br>(戸) | 住宅名<br>所在地                   | 主な交通機関                          | 間取り<br>専用面積                | 標準的な<br>使用料<br>(円)    | エレベーター | 建築<br>年数 |
|----------|----------|------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------|--------|----------|
| 2        | 13戸      | -                | 常盤台四丁目 第2アパート<br>常盤台4-16-3   | 東上線／上板橋駅／<br>徒歩約8分              | 3DK<br>50.9㎡<br>～<br>61.5㎡ | 28,000<br>～<br>52,500 | -      | 昭和59     |
|          |          | 1                | 赤塚三丁目アパート 5号棟<br>赤塚3-28-5    | 東上線／成増駅／<br>徒歩約8分               |                            |                       | -      | 昭和57     |
|          |          | 2                | 赤塚三丁目アパート 11号棟<br>赤塚3-27-11  |                                 |                            |                       | 有      | 昭和52     |
|          |          | 1                | 徳丸二丁目 第2アパート<br>徳丸2-16-1     | 東上線／東武練馬駅／<br>徒歩約10分            |                            |                       | -      | 昭和57     |
|          |          | -                | 舟渡二丁目 第3アパート 2号棟<br>舟渡2-33-2 | 埼京線／浮間舟渡駅／<br>徒歩約15分            |                            |                       | 有      | 昭和58     |
|          |          | -                | 舟渡二丁目 第3アパート 7号棟<br>舟渡2-33-7 |                                 |                            |                       | -      | 昭和58     |
|          |          | 3                | 高島平七丁目アパート<br>高島平7-41-1      | 三田線／新高島平駅／<br>徒歩約10分            |                            |                       | 有      | 昭和50     |
|          |          | 3                | 舟渡一丁目 第2アパート<br>舟渡1-7-21     | 埼京線／浮間舟渡駅／<br>徒歩約3分             |                            |                       | 有      | 昭和62     |
|          |          | -                | 西台三丁目アパート 1号棟<br>西台3-20-1    | 三田線／西台駅から<br>バス「南西台」下車<br>徒歩約3分 |                            |                       | 有      | 昭和61     |
|          |          | 3                | 西台三丁目アパート 2号棟<br>西台3-13-2    |                                 |                            |                       | 有      | 平成1      |
|          |          | -                | 前野町三丁目 第2アパート<br>前野町3-53-1   | 三田線／本蓮沼駅／<br>徒歩約12分             |                            |                       | 有      | 平成6      |

※ 南常盤台二丁目アパート、徳丸一丁目アパート、小茂根一丁目住宅、志村坂下住宅、仲宿住宅は今回公募を行いません

※ あき家状況は、令和7年5月1日現在の状況です。

# 区営住宅の入居資格(二人以上向)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **2** です。

※ **必ず区営住宅の申込書（もも色）**をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 申込者が板橋区内に引き続き1年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、区営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が申込みの日まで引き続き板橋区内に1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。  
ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」  
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

## 2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に区営住宅に入居する親族です。  
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「末届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。  
イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。  
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。  
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。  
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「4 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。  
（7ページの親等図をご参照ください。）  
※ 2親等内の直系血族・姻族……申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者  
3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。  
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明することが必要です。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

## 3 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、25ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。  
⇒24～30ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

## 4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
- なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。
- なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

| 住 宅               | 区 分                   | 資 格 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
|-------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|--|------|------------|-----------------------------------------------------------------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|---------|
| UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等 | 家賃が高い                 | 家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
|                   | UR・公社の建替              | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
|                   | ひとり親世帯<br>(父子・母子世帯)   | 申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
|                   | 高齢者世帯                 | 申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。<br>ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）<br>イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方）<br>ウ 18歳未満の児童                                                                                                                                                                                                                                                    |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
|                   | 心身障がい者世帯              | 申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者<br>イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者                                                                                                                                                                                 |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
|                   | 多子世帯                  | 同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
|                   | 生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯 | 申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
| 公営住宅等             | 住宅が狭い                 | お住まいの住宅の住戸専用面積が下表の入居資格基準表にあてはまること。 <table><tr><th colspan="3">入 居 資 格 基 準 表</th></tr><tr><th>居住人数</th><th>住戸専用面積（壁芯）</th><td rowspan="6">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</td></tr><tr><td>2人</td><td>30㎡未満</td></tr><tr><td>3人</td><td>40㎡未満</td></tr><tr><td>4人</td><td>50㎡未満</td></tr><tr><td>5人</td><td>57㎡未満</td></tr><tr><td>6人</td><td>66.5㎡未満</td></tr></table> | 入 居 資 格 基 準 表 |  |  | 居住人数 | 住戸専用面積（壁芯） | 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。 | 2人 | 30㎡未満 | 3人 | 40㎡未満 | 4人 | 50㎡未満 | 5人 | 57㎡未満 | 6人 | 66.5㎡未満 |
|                   |                       | 入 居 資 格 基 準 表                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
| 居住人数              | 住戸専用面積（壁芯）            | 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
| 2人                | 30㎡未満                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
| 3人                | 40㎡未満                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
| 4人                | 50㎡未満                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
| 5人                | 57㎡未満                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |
| 6人                | 66.5㎡未満               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |  |  |      |            |                                                                 |    |       |    |       |    |       |    |       |    |         |

※ 木造または簡易耐火構造、もしくは浴室のない公的な住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

## 5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 募集する改良住宅

改良住宅一覧は下記の通りです。

あき家状況欄に数字の記載されている住宅にあっせんできるあき家があります。

いずれの住宅も住宅名および階層を指定して申込むことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、登録された順に住宅をあっせんします。

その際あき家のない住宅を希望することもできますが、次の募集までにあき家が発生しない場合は、あっせんすることはできません。

## 〔二人以上世帯向〕

| 申込<br>番号 | 募集<br>戸数 | あき家<br>状況<br>(戸) | 住宅名<br>所在地                     | 主な交通機関                                       | 間取り<br>専用面積  | 標準的な<br>使用料<br>(円)    | エレベーター | 建築<br>年数 |
|----------|----------|------------------|--------------------------------|----------------------------------------------|--------------|-----------------------|--------|----------|
| 3        | 2戸       | 1                | <b>やよい住宅</b><br>弥生町16-4        | 東上線／中板橋駅／<br>徒歩約5分                           | 3DK<br>63.6㎡ | 37,800<br>～<br>56,300 | 有      | 平成15     |
|          |          | 1                | <b>かみちょう住宅</b><br>大谷口上町58-5    | 東上線／大山駅／<br>徒歩約20分<br>「水道タンク前」バス停<br>から徒歩約6分 | 2DK<br>50.0㎡ | 29,800<br>～<br>44,400 | 有      | 平成18     |
|          |          | -                | <b>かみちょう住宅二号館</b><br>大谷口上町61-5 | 東上線／大山駅／<br>徒歩約19分<br>「水道タンク前」バス停<br>から徒歩約5分 | -            | -                     | 有      | 平成20     |
|          |          | -                | <b>かみちょう住宅三号館</b><br>大谷口上町61-7 |                                              | -            | -                     | 無      | 平成20     |

## \*\*\* 改良住宅とは \*\*\*

住宅地区改良事業の施行に伴い、その居住する住宅を失うことにより住宅に困窮する従前居住者が入居するための賃貸住宅です。

使用することができる方が使用せず、又は使用しなくなった場合に公募を行います。

# 改良住宅の入居資格(2人以上向)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **3** です。

※ 必ず改良住宅の申込書（き色）をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 申込者が板橋区内に引き続き1年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、改良住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が申込みの日まで引き続き板橋区内に1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。  
ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」  
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

## 2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に改良住宅に入居する親族です。  
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「末届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。  
イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。  
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。  
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。  
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「4 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。  
(7ページの親等図をご参照ください。)  
※ 2親等内の直系血族・姻族……申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者  
3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および居親族が配偶者と別居する申込みはできません。  
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

## 3 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、25ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。  
⇒24～30ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

## 4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。  
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
  - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。  
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

| 住 宅               | 区 分                   | 資 格 要 件                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等 | 家賃が高い                 | 家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。                                                                                                                                            |
|                   | UR・公社の建替              | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。                                                                                                                                                          |
|                   | ひとり親世帯（父子・母子世帯）       | 申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。                                                                                                                   |
|                   | 高齢者世帯                 | 申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。<br>ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）<br>イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方）<br>ウ 18歳未満の児童                                                                    |
|                   | 心身障がい者世帯              | 申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者<br>イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者 |
|                   | 多子世帯                  | 同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が改良住宅に入居できること。                                                                                                                                                                             |
| 公営住宅等             | 生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯 | 申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。                                                                                                                                |
|                   | 住宅が狭い                 | お住まいの住宅の住戸専用面積が13ページの入居資格基準表にあてはまること。                                                                                                                                                                                  |

※ 木造または簡易耐火構造、もしくは浴室のない公的な住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

## 5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 申込みから入居まで（都営住宅（地元割当））

## 【オンライン申込の方】

申込期間：令和7年5月21日（水） 0時00分～  
6月3日（火）23時59分  
6月3日（火）までにLoGoフォームで  
申込完了したものに限り受け付けます。

## 【郵送申込の方】

申込期間：令和7年5月21日（水）～  
6月3日（火）  
までに板橋区役所に届いたものに限り  
受け付けます。

### 抽せん番号の 通知

#### 【オンライン申込の方】

令和7年6月17日（火）メール送信予定

#### 【郵送申込の方】

令和7年6月17日（火）はがき発送予定

### 公開抽せん会

令和7年7月1日（火）  
時 間：午前10時開始～11時終了（予定）  
場 所：板橋区役所本庁舎南館6階 教育支援センター研修室C  
結果発表：同日15時頃から、住宅政策課窓口で当せん番号を掲示する予定です。  
また、区のホームページ  
（<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>）でも結果を掲載します。  
※新聞等の紙上での発表はありません。※電話による問い合わせはお断りします。

### 抽せん結果の 通知

#### 【オンライン申込の方】

令和7年7月15日（火）メール送信予定

#### 【郵送申込の方】

令和7年7月15日（火）はがき発送予定

資格審査対象者（当せん者）

補欠者

落せん者

### 審査書類説明会

令和7年8月上旬（予定）  
※会場・日時は、別途ご案内します。

### 入居資格審査

必要な書類を板橋区役所に持参していただき、面接により審査します。  
※審査場所（板橋区役所本庁舎北館5階 ⑭番） ☎03-3579-2187

合格者

失格者

### 合格者の通知

合格者全員が確定した時点で通知します。

- ・ 申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。  
棟・間取り・階数等の指定はできません。
- ・ 住宅の使用許可日（入居）は令和7年12月～令和8年8月頃までの予定です。  
あき家の点検や補修等の都合により、令和8年9月以降になる場合もあります。

次ページにつづく

## 都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内

### 使用許可日の約1か月半前に発送

- 使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号・住宅の下見期間等をお知らせします。
- 入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認ください。必要書類を期日までにご返送ください。
- 保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- 入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名（または、1法人）が必要です。
  - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
  - ②日本国内に連絡の取れる拠点を常設している法人
- 連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）。

### 住宅の下見 使用許可日の約1か月前

下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。（平日のみ）

### 入居手続き 使用許可日の約2週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

### 鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りいたしますので、管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

### 入居 使用許可日から15日以内に引越してください。

※補欠で待機いただく方についてはこちらのスケジュールとは異なる場合があります。

## 申込み後、住所の変わる方へ

- 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、はがき（抽せん番号のお知らせ等）を受け取れるようにしてください。住宅政策課に連絡されても住所変更はいたしません。
- 資格審査対象者および補欠者となられた方は、はがきに、①令和7年5月募集 ②申込番号 ③抽せん番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名 を記入して、〒173-8501 板橋区板橋2-6 6-1 板橋区役所都市整備部住宅政策課（地元割当窓口）あてに必ずお送りください。

## 補欠者の繰り上げ

- 資格審査により失格者が出た場合、抽せんでは補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
- 資格審査を行い、登録予定者数に達しましたら、繰り上げとならなかった方への通知を住宅政策課から差し上げます。

## 募集する都営住宅（地元割当）

今回の募集は、あき家入居登録者を募集するものです。

あき家入居登録者とは、おこう1年間に発生が予想されるあき家住宅への入居予定者として登録され、あき家が発生する都度あっせんされる方をいいます。

住宅のあっせんは、令和7年12月～令和8年8月頃までの予定です。あき家が見込みどおり発生しないときは、令和8年9月以降になる場合もあります。

**都営住宅（地元割当）** 20～23ページの入居資格に該当する方に限ります。

| 申込<br>番号 | 入居<br>人数 | 募集<br>戸数 | 住宅名<br>(主な所在地)                 | 主な交通機関                                  | 間取り<br>専用面積      | 標準的な<br>使用料<br>(円)    | エレベーター | 建築<br>年数          | 備考           |
|----------|----------|----------|--------------------------------|-----------------------------------------|------------------|-----------------------|--------|-------------------|--------------|
| 4        | 1～<br>2人 | 1        | <b>成増五丁目第2</b><br>(成増5-19)     | 東武東上線「成増駅」から<br>国際興業バス「成増団地入口」<br>徒歩約5分 | 1DK<br>32～34㎡    | 18,200<br>～<br>38,900 | 有      | 平成19<br>～<br>平成27 | バリアフリー<br>仕様 |
| 5        | 1～<br>2人 | 1        | <b>双葉町</b><br>(双葉町31)          | 東武東上線「中板橋駅」<br>徒歩約7分                    | 1DK<br>34㎡       | 20,500<br>～<br>40,200 | 有      | 令和元               | バリアフリー<br>仕様 |
| 6        | 1～<br>2人 | 1        | <b>坂下一丁目</b><br>(坂下1-11)       | 都営三田線「志村三丁目駅」<br>徒歩約5分                  | 2DK<br>36㎡       | 17,800<br>～<br>35,400 | 有      | 昭和45              |              |
| 7        | 2人<br>以上 | 1        | <b>成増五丁目第2</b><br>(成増5-19)     | 東武東上線「成増駅」から<br>国際興業バス「成増団地入口」<br>徒歩約5分 | 2K・2DK<br>37～40㎡ | 21,100<br>～<br>45,600 | 有      | 平成19<br>～<br>平成27 | バリアフリー<br>仕様 |
| 8        | 2人<br>以上 | 1        | <b>板橋二丁目第2</b><br>(板橋2-3)      | 東武東上線「下板橋駅」<br>徒歩約2分                    | 2DK<br>54㎡       | 31,000<br>～<br>60,900 | 有      | 平成6               | バリアフリー<br>仕様 |
| 9        | 2人<br>以上 | 1        | <b>前野町五丁目第4</b><br>(前野町5-36ほか) | 都営三田線「志村三丁目駅」<br>徒歩約11分                 | 3DK<br>61㎡       | 32,600<br>～<br>64,600 | 有      | 昭和60<br>～<br>昭和62 |              |
| 10       | 3人<br>以上 | 1        | <b>板橋二丁目第2</b><br>(板橋2-3)      | 東武東上線「下板橋駅」<br>徒歩約2分                    | 3DK<br>62㎡       | 35,800<br>～<br>70,300 | 有      | 平成6               | バリアフリー<br>仕様 |
| 11       | 3人<br>以上 | 1        | <b>西台一丁目</b><br>(西台1-16ほか)     | 東武東上線「東武練馬駅」から<br>国際興業バス「南西台」<br>徒歩約5分  | 3DK<br>63㎡       | 35,200<br>～<br>69,000 | 有      | 平成9<br>～<br>平成10  | バリアフリー<br>仕様 |

※注）以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は資格審査までにお支払いいただきます。

### ○ バリアフリー仕様

おおむね平成3年度以降に建設した浴槽・給湯器付きの住宅で、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができる措置が講じられた住宅です。また、ほとんどの住宅の浴室、玄関などに手すり等が設置されています。このバリアフリー仕様住宅には、障がい者・高齢者以外の方も申込みできます。

## 東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・ 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・ 「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- ・ この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- ・ なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・ この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

# 都営住宅(地元割当)の入居資格(1人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 申込番号 **4・5・6** です。

※ 必ず都営住宅〔地元割当〕の申込書（みず色）をご使用ください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

## 2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者およびパートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。  
ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転動もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

| 入居資格基準表 | 居住人数 | 住戸専用面積（壁芯） | 居住人数 | 住戸専用面積（壁芯） | 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。 |
|---------|------|------------|------|------------|-----------------------------------------------------------------|
|         | 2人   | 30㎡未満      | 5人   | 57㎡未満      |                                                                 |
|         | 3人   | 40㎡未満      | 6人   | 66.5㎡未満    |                                                                 |
|         | 4人   | 50㎡未満      | 7人   | 76㎡未満      |                                                                 |

## 3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

| 資格区分                 | 資格要件                                                                                                                                                             |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60歳以上                | 60歳以上であること。                                                                                                                                                      |
| 身体障がい者1級～4級          | 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること。                                                                                                                                 |
| 単身精神障がい者             | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）であること。                                                                                          |
| 単身知的障がい者             | 知的障がい者で上記「単身精神障がい者」の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること。                                                                                                    |
| 生活保護または中国残留邦人支援給付受給者 | 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。                                                                                     |
| 海外からの引揚者             | 海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること（区内居住が3年未満でも可）。<br>※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむを得ない理由により日本に引き揚げた者等をいう。                   |
| ハンセン病療養所入所者等         | ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。                                                                                                                   |
| 単身DV被害者              | 配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。<br>ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内。<br>イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内。 |

## 4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、25 ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。  
所得の計算方法は、24～30 ページでお確かめください。

## 5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。  
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後 2 か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
  - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。  
ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

| 住 宅               | 区 分                   | 資 格 要 件                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等 | 家賃が高い                 | 家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の 20% 以上であること。                                                                                                                                                |
|                   | UR・公社の建替              | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。                                                                                                                                                             |
|                   | 高齢者                   | 60 歳以上であること。                                                                                                                                                                                                              |
|                   | 心身障がい者                | 次のいずれかにあてはまること。<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障がい者<br>イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障がい者 |
|                   | 生活保護または中国残留邦人支援給付受給者  | 申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。                                                                                                                                        |
| 公営住宅等             | 通勤時間が長い               | 通勤時間が片道 90 分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道 30 分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間が片道 60 分以上かかっていれば対象とします。                                                                                                                    |
|                   | 居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす | 歩行障害が著しい高齢者または障がい者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。<br>※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅及びバリアフリー仕様住宅のみです。（19 ページの申込住宅の備考欄でお確かめください。）                                                                            |

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

## 6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員でないこと。  
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 都営住宅(地元割当)の入居資格(2人以上で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」  
でお確かめください。

申込番号 4・5・6・7・8・9・10・11 です。

※ 必ず都営住宅〔地元割当〕の申込書(みず色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 申込者が板橋区内に居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が、板橋区内に居住する成年者(18歳未満の既婚者を含む)で、そのことが住民票の写しで証明できること。なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。  
ア 「永住者(特別永住者を含む。)およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」  
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

## 2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。  
ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者  
イ 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫(または妻)」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。  
ウ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。  
ア (2)にあてはまる方。  
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方(課税証明書で扶養関係が確認できること。)  
ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が21ページの高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。  
※ 2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、相父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者(7ページ親等図の黒丸数字の範囲)  
3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母、兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者(7ページ親等図のすべての範囲)
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)～(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

## 3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、25ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法は、24～30ページでお確かめください。

## 4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
  - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅(UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等)の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

| 住 宅                               |                                                                                                                                              | 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            | 資 格 要 件   |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|------------|---------|-----------------------------------------------------------------|------------|------|------------|-----------------------------------------------------------------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|-----------|-----|---------|-----|---------|
| U R 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 住 宅 ・ 都 民 住 宅 等 | 家 賃 が 高 い                                                                                                                                    | 家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の 20% 以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|                                   | U R ・ 公 社 の 建 替                                                                                                                              | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときに U R ・ 公社からの証明書等で証明できることが必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|                                   | ひとり親世帯<br>(父子・母子世帯)                                                                                                                          | 申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方） 婚約者およびパートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が 20 歳未満の申込者の子であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|                                   | 高 齢 者 世 帯                                                                                                                                    | 申込者が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。<br>ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方） 婚約者およびパートナーを含む。）<br>イ おおむね 60 歳以上の方（申込期間に 57 歳以上の方）<br>ウ 18 歳未満の児童                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|                                   | 心身障がい者世帯                                                                                                                                     | 申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障がい者<br>イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で（1 度～3 度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障がい者                                                                                                                                                                                                                      |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|                                   | 多 子 世 帯                                                                                                                                      | 同居親族に 18 歳未満の児童が 3 人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|                                   | 生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯                                                                                                                        | 申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
| 公 営 住 宅 等                         | 住 宅 が 狭 い                                                                                                                                    | <div>お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準表にあてはまること。</div> <table><tr><td rowspan="4">入居資格基準表</td><td>居住人数</td><td>住戸専用面積（壁芯）</td><td>居住人数</td><td>住戸専用面積（壁芯）</td><td rowspan="4">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</td></tr><tr><td>2 人</td><td>30 ㎡ 未満</td><td>5 人</td><td>57 ㎡ 未満</td></tr><tr><td>3 人</td><td>40 ㎡ 未満</td><td>6 人</td><td>66.5 ㎡ 未満</td></tr><tr><td>4 人</td><td>50 ㎡ 未満</td><td>7 人</td><td>76 ㎡ 未満</td></tr></table> |            |           |            | 入居資格基準表 | 居住人数                                                            | 住戸専用面積（壁芯） | 居住人数 | 住戸専用面積（壁芯） | 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。 | 2 人 | 30 ㎡ 未満 | 5 人 | 57 ㎡ 未満 | 3 人 | 40 ㎡ 未満 | 6 人 | 66.5 ㎡ 未満 | 4 人 | 50 ㎡ 未満 | 7 人 | 76 ㎡ 未満 |
|                                   | 入居資格基準表                                                                                                                                      | 居住人数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 住戸専用面積（壁芯） | 居住人数      | 住戸専用面積（壁芯） |         | 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
|                                   |                                                                                                                                              | 2 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 30 ㎡ 未満    | 5 人       | 57 ㎡ 未満    |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
| 3 人                               |                                                                                                                                              | 40 ㎡ 未満                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 6 人        | 66.5 ㎡ 未満 |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
| 4 人                               |                                                                                                                                              | 50 ㎡ 未満                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 7 人        | 76 ㎡ 未満   |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
| 通勤時間が長い                           | 通勤時間が片道 90 分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道 30 分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道 60 分以上かかっていれば対象とします。                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |
| 居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす             | 歩行障害が著しい高齢者または障がい者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。<br>※申込みできる住宅は、エレベータのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです（19 ページの申込住宅の備考欄でお確かめください。）。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |           |            |         |                                                                 |            |      |            |                                                                 |     |         |     |         |     |         |     |           |     |         |     |         |

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

## 5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 所得金額の計算方法

## 1 まず所得の種類を確かめましょう

### 給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、派遣、パート、アルバイトなどの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

26～27ページをご覧ください

### 事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

28ページをご覧ください

### 年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

また、個人年金は、税法上雑所得であり年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

29ページをご覧ください

## 所得金額計算上の注意

- ① 計算の対象としないもの  
次にあてはまる収入については所得金額を0円とします。
  - ・遺族年金、障害年金
  - ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
  - ・退職金等の一時的な所得
- ② 退職・廃業している場合  
申込期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。なお、令和7年7月末までに、「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが、申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。
- ③ 2種類以上の収入がある場合  
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

## 2 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込みをする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

| 収入のある人の名前 | (所得金額) - (★30ページ下表(B)の特別控除金額) |
|-----------|-------------------------------|
|           | ( ) - ( )                     |
|           | ( ) - ( )                     |
|           | ( ) - ( )                     |
| 合 計       |                               |

★特別控除金額  
所得金額から差し引いてください。  
詳しくは30ページをご覧ください。

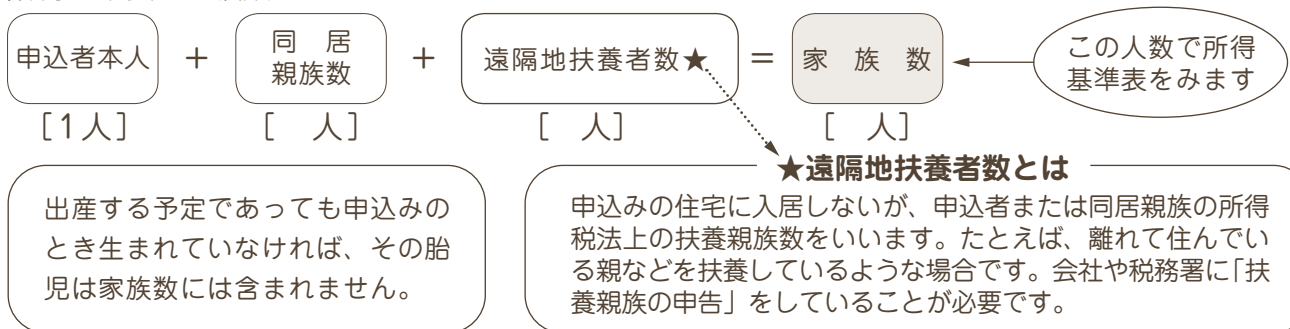
★30ページ上表(A)の特別控除金額

あなたの家族の  
所得金額

-  =

### 3 家族数は何人ですか？

#### ① 所得基準表の家族数とは



#### ② 申込みをする家族数とは 実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

### 4 所得基準表

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

| 家族数 | 所得金額              |            |            |            |
|-----|-------------------|------------|------------|------------|
|     | 区立高齢者住宅・区営住宅・都営住宅 |            | 改良住宅       |            |
|     | 一般区分              | 特別区分       | 一般区分       | 特別区分       |
| 1人  | 0円～189.6万円        | 0円～256.8万円 | 0円～136.8万円 | 0円～166.8万円 |
| 2人  | 0円～227.6万円        | 0円～294.8万円 | 0円～174.8万円 | 0円～204.8万円 |
| 3人  | 0円～265.6万円        | 0円～332.8万円 | 0円～212.8万円 | 0円～242.8万円 |
| 4人  | 0円～303.6万円        | 0円～370.8万円 | 0円～250.8万円 | 0円～280.8万円 |
| 5人  | 0円～341.6万円        | 0円～408.8万円 | 0円～288.8万円 | 0円～318.8万円 |
| 6人  | 0円～379.6万円        | 0円～446.8万円 | 0円～326.8万円 | 0円～356.8万円 |

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

### ★所得基準表の特別区分とは…

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

- 心身障がい者を含む世帯  
申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。  
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者  
イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）  
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）  
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
- 60歳以上の世帯  
申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。  
ア 60歳以上  
イ 18歳未満の児童
- 高校修了期までの子どもがいる世帯  
同居親族に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がいること。
- 原子爆弾被爆者を含む世帯  
申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
- 海外からの引揚者を含む世帯  
申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）。
- ハンセン病療養所入所者等を含む世帯  
申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

# 給与所得

申込期間に仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含みます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

## 1 現在の仕事を始めた日が令和6年1月1日以前で、令和6年1月以降に休職期間がない。

源泉徴収票をお確かめください。

### ● 仕事先が1か所の場合

㊦ 給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。この額から100,000円差し引いた額を申込書の所得金額欄に記入してください。

### ● 仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の㊦ 支払金額を合計してから、次ページ表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収

|             |         |            |             |
|-------------|---------|------------|-------------|
| 支払を受ける者     | 住所又は居所  | [受給者番号]    |             |
|             |         | [税番号]      |             |
|             |         | 氏名         |             |
| 種別          | 支払金額    | 給与所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計   |
|             | 円       | 円          | 円           |
| 控除対象配偶者の有無等 | 配偶者の控除額 | 控除（配偶者を除く） | 控除対象配偶者の有無等 |
| 有           | 円       | 円          | 有           |
| 無           | 円       | 円          | 無           |
| 社会保険料等の金額   |         | 生命保険料の控除額  |             |
| 円           |         | 円          |             |

※ 源泉徴収票がない場合は、令和6年1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

## 2 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日以降で、仕事を始めてから申込期間までの間に休職期間がない。

令和7年4月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

仕事を始めてから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

## 3 申込期間には復職しているが、令和6年1月から申込期間までの間に休職期間があった。

令和7年4月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

復職してから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、復職後の収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

## 4 会社に在籍しているが、申込期間に休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

### 2～4 計算上の注意

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除きます。
- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

**表 1 12 か月分の収入額（実績額または見込みの額）を計算してください。**  
**計算した収入額を、下の表 2 にあてはめて「申込み住宅の所得金額」に換算してください。**

| ①働いた年月                                                                                         | ②給与（諸手当を含む） | ③賞与  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------|
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 年 月                                                                                            |             |      |
| 合計                                                                                             | か月（A）       | 円（B） |
| ④ $\frac{\text{（B）給与計}}{\text{（A）働いた月数}} \times 12 + \text{（C）賞与計} = \boxed{\text{12か月分の収入額}}$ |             |      |

#### 計算上の注意

##### ①働いた年月

月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。

##### ②給与（諸手当を含む）

基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除いてください。

##### ③賞与

##### ④12 か月分の収入額の計算

- 支払われた給与が12 か月分ないときは、平均月額を12 倍して12 か月分の見込み額を計算してください。
- 申込みの時点で、まだ1 か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12 か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2 か所以上ある場合は、それぞれの12 か月分の収入額の合計を表2 にあてはめてください。

**表 2 表 1 で計算した 12 か月分の収入額 を、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。**

| 12 か月分の収入額                       | 税法上の所得金額                                                                                                                   |                                               | 申込み住宅の所得金額           |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------|
| 551,000 円 未満                     | 0 円                                                                                                                        |                                               | 0 円                  |
| 551,000 円 以上<br>1,619,000 円 未満   | 12 か月分の収入額 - 550,000 円                                                                                                     |                                               | 税法上の所得金額 - 100,000 円 |
| 1,619,000 円 以上<br>1,620,000 円 未満 | 1,069,000 円                                                                                                                |                                               | 969,000 円            |
| 1,620,000 円 以上<br>1,622,000 円 未満 | 1,070,000 円                                                                                                                |                                               | 970,000 円            |
| 1,622,000 円 以上<br>1,624,000 円 未満 | 1,072,000 円                                                                                                                |                                               | 972,000 円            |
| 1,624,000 円 以上<br>1,628,000 円 未満 | 1,074,000 円                                                                                                                |                                               | 974,000 円            |
| 1,628,000 円 以上<br>1,804,000 円 未満 | ●次のとおり、12 か月分の収入額を<br>端数整理します。<br>$\boxed{\text{12か月分の収入額}} \div 4 = A$<br>→ Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B<br>→ Bを右の計算式にあてはめてください。 | $B \times 2.4 + 100,000 \text{ 円}$            | 税法上の所得金額 - 100,000 円 |
| 1,804,000 円 以上<br>3,604,000 円 未満 |                                                                                                                            | $B \times 2.8 - 80,000 \text{ 円}$             |                      |
| 3,604,000 円 以上<br>6,600,000 円 未満 |                                                                                                                            | $B \times 3.2 - 440,000 \text{ 円}$            |                      |
| 6,600,000 円 以上<br>8,500,000 円 未満 |                                                                                                                            | 12 か月分の収入額 $\times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円}$ |                      |

●「申込み住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0 円としてください。

計算した「申込み住宅の所得金額」を申込書の所得金額欄に記入してください。

# 事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した事業については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

事業を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。また、個人年金は雑所得の計算に合計してください。

## 1 現在の事業を始めた日が令和6年1月1日以前で、確定申告をしている。

令和6年分の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をお確かめください。

〈第一表〉

|       |                         |   |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------------------------|---|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得金額等 | 事業等                     | ① |  |  | 1 | 4 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 |
|       | 業                       | ② |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 不動産                     | ③ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 利子                      | ④ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 配当                      | ⑤ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 給与区分                    | ⑥ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 公的年金等                   | ⑦ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 業務                      | ⑧ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | その他                     | ⑨ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | ⑦から⑨までの計                | ⑩ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 総合譲渡一時<br>⑩+{(⑦+②)×1/2} | ⑪ |  |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 合計<br>(①から⑥までの計+⑩+⑪)    | ⑫ |  |  | 1 | 4 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 |

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

| 事業専従者の氏名         | 従事月数・程度・仕事の内容 | 専従者給与(控除)額 |
|------------------|---------------|------------|
| 住宅 太郎            | 12月           | 800,000 円  |
| ⑤ 専従者給与(控除)額の合計額 |               | 円          |

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を26～27ページの計算式にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。申込書の所得金額欄に記入してください。

## 2 上記1以外の場合。下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

| ①営業した年月 | ②           | 所得金額       |
|---------|-------------|------------|
| 年 月     | 収入 - 必要経費   | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 年 月     | -           | =          |
| 合計      | か月(A) 所得金額計 | 円(B)       |
| ③       | (B) 所得金額計   |            |
|         | (A) 営業した月数  |            |
|         | ×12=        | 12か月分の所得金額 |

### 計算上の注意

#### ①営業した月数

#### ②所得金額の計算

- 月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
- 確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが令和6年1月1日以前のときは、令和6年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。なお、入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。
- 現在の事業を始めたのが令和6年1月2日以降のときは、令和7年4月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。

#### ③12か月分の所得金額の計算

現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

計算した「申込み住宅の所得金額」を申込書の所得金額欄に記入してください。

# 年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので、計算する必要はありません。また、個人年金は、税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に合計してください。

年金を受け取り始めた日と年金額の変更の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、年金収入額（年間予定額）を所得金額に換算してください。

入居資格審査のときには受け取っている年金の「年金証書」「年金振込通知書」（申込月の支給額がわかるもの）等が必要です。

## 1 年金を受け取り始めたのが、令和5年12月以前で、すべての年金額に変更がない

「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額をお確かめください。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

|                   |                  |            |              |     |
|-------------------|------------------|------------|--------------|-----|
| 支払を受ける者           | 住所又は居所<br>(フリガナ) | 氏名         | 生年月日         | 明治  |
| 区分                | 支払金額             |            |              |     |
| 所得税法第203条の3第1号適用分 | 千円               |            |              |     |
| 所得税法第203条の3第2号適用分 | 円                |            |              |     |
| 所得税法第203条の3第3号適用分 |                  |            |              |     |
| 所得税法第203条の3第4号適用分 |                  |            |              |     |
| 本人                | 控除対象配偶者の有無等      | 控除対象扶養親族の数 | 16歳未満の扶養親族の数 | 特   |
| 特別障害者             | その他の障害者          | 特別寡婦       | 寡婦寡夫         | 一般  |
|                   |                  |            |              | 老人  |
|                   |                  |            |              | 特定  |
|                   |                  |            |              | 老人  |
|                   |                  |            |              | その他 |
|                   |                  |            |              | 人   |
|                   |                  |            |              | 人   |
|                   |                  |            |              | 人   |
|                   |                  |            |              | 人   |
| 控除対象配偶者           | 区分               | 氏名         | 氏名           | 氏名  |
| (フリガナ)            |                  |            |              |     |

## 2 年金を受け取り始めたのが、令和6年1月以降、または年金額に変更があった

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書(写し)

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたのでお知らせします。(決定・変更理由等は次ページでご確認ください。)

|       |              |
|-------|--------------|
| 年金の種類 | 基礎年金番号・年金コード |
| 合計年金額 | 1,200,000 円  |

すべての年金の支払金額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください

年金収入額を「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

| 本人の年齢 | 年金収入額                   | → 税法上の所得金額             | → 申込み住宅の所得金額       |
|-------|-------------------------|------------------------|--------------------|
| 65歳以上 | 1,100,000 円まで           | 0 円                    | 0 円                |
|       | 1,100,001 円～3,299,999 円 | 年金収入額－1,100,000 円      | 税法上の所得金額－100,000 円 |
|       | 3,300,000 円～4,099,999 円 | 年金収入額 × 0.75－275,000 円 |                    |
| 65歳未満 | 600,000 円まで             | 0 円                    | 0 円                |
|       | 600,001 円～1,299,999 円   | 年金収入額－600,000 円        | 税法上の所得金額－100,000 円 |
|       | 1,300,000 円～4,099,999 円 | 年金収入額 × 0.75－275,000 円 |                    |

※「申込み住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

計算した「申込み住宅の所得金額」を申込書の所得金額欄に記入してください。

# 特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

## 1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

| 控除の種類     | 特別控除額     | 特別控除を受けられる方                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 備考                                       |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ① 老人扶養控除  | 1人につき10万円 | 所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方                                                                                                                                                                                                                                                                                | ④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。 |
| ② 特定扶養控除  | 1人につき25万円 | 所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                          |
| ③ 障害者控除   | 1人につき27万円 | 1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方<br>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方<br>4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方<br>5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方                                                                                      |                                          |
| ④ 特別障害者控除 | 1人につき40万円 | 1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方<br>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方<br>4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方<br>5 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方<br>6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方<br>7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方<br>8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方 |                                          |

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

1 の特別控除金額の合計  万円 24ページの特別控除金額 **(A)** へ

## 2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

| 控除の種類    | 特別控除額 | 特別控除を受けられる方                                                                              | 備考                                                |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ⑤ 寡婦控除   | 27万円  | 夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方<br>① 年間所得金額が500万円以下の方<br>② 扶養親族を有する方                  | 特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。 |
| ⑥ ひとり親控除 | 35万円  | 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方<br>① 年間所得金額が500万円以下の方<br>② 生計を一にする子を有する方 |                                                   |

- ・ 公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・ 「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・ 年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者・パートナーがいない場合をいいます。
- ・ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

2 の特別控除金額の合計  万円 24ページの特別控除金額 **(B)** へ

## 入居についてのご注意 区立高齢者住宅(けやき苑)・区営住宅・改良住宅 共通

### ① 入居手続き

- 入居手続きの際に保証金として、住宅使用料の3か月分を納めていただきます。
- 入居にあたり緊急連絡人1名が必要となります。

緊急連絡人の主な資格 ア 使用予定者及びその同居人（以下「使用予定者等」）でないこと。  
イ 使用予定者等の六親等内の血族または三親等内の姻族であること。  
ウ 東京都内に住所を有した成年者（18歳以上）であること。  
※ ア～ウの確認のため、住民票、戸籍謄本等の提出が必要となります。

### ② 使用料の決定

- 使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。募集住宅の一覧には、「一般区分」の場合の使用料を掲載しています。「特別区分」（25ページを参照）の所得基準で入居される方は、掲載した使用料を超える場合もあります。
- 入居後の使用料は、毎年6月の収入報告により収入を認定し、翌年4月からの使用料を決定します。

### ③ 共益費

住宅によっては使用料のほかに共益費が必要となります。

### ④ 犬・猫等の飼育禁止について



**犬・猫等ペットの飼育はできません。ご了承ください。**

## 区営住宅・改良住宅についてのご注意

### ① 使用承継（名義変更）について

住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

### ② 駐車場

住宅によっては駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分はありません。住宅内の路上駐車は禁止されていますので、住宅内駐車場が確保できなかった方は住宅外の駐車場をお探してください。

## 区立高齢者住宅(けやき苑)についてのご注意

### ① 駐車場はありません。

### ② 各戸にトイレ、浴室（浴槽付）があります。

### ③ 介護サービスや配食サービスなどはありません。

### ④ 入居手続きの際に、緊急連絡先及び介護認定状況等の調査表を提出していただきます。

### ⑤ 高齢者の方の安全を配慮して緊急通報システムが設置してあります。

### ⑥ 押しボタンを押された時や、万一動けなくなった時のための緊急通報システムが作動した時には、警報が鳴り、生活協力（援助）員が入居者の部屋を訪問するなどして、安否を確認します。応答が無い場合は、部屋の鍵をあけ、立ち入ることもありますのでご了承ください。

### ⑦ ガスストーブ・石油ストーブ・火ばちを使うことはできません（各住宅には冷暖房用のエアコンがあらかじめ1台設置してあります）。

### ⑧ 民間オーナーが建設した集合住宅を板橋区が借り上げた住宅です。オーナーとの契約の借上期間が終了するときは、住宅を返還することになります。

なお、借上期間終了時に区が管理する他の住宅等に移転をお願いする場合があります。

## 都営住宅（地元割当）についてのご注意

- ① 今回募集する住宅は、すでに空いている住宅ではありません。

現在お住まいの方がいますので、内覧はできません。

- ② 予定使用料について

都営住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。19ページの標準的な使用料の欄には、あっせんの対象となる住宅の一般世帯の使用料のうち、最低金額と最高金額を掲載しています。また「特別区分」（25ページ参照）の所得基準で入居される方は最高金額を超える場合もあります。

- ③ 共益費・自治会費について

団地によっては使用料のほかに共益費が必要になります。

自治会には、入居するすべての方に加入していただきます。使用料・共益費のほかに、自治会費用が掛かり、このお支払いはすべての入居者の義務になります。

- ④ 駐車場について

団地によっては駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分はありません。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しく下さい。

- ⑤ 犬・猫等の飼育禁止について



**犬・猫等ペットの飼育はできません。ご了承ください。**

- ⑥ 使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

- ⑦ 都営住宅に居住したことがある方について

以前に都営住宅にお住まいであった方で、使用料等に未納分のある方は、資格審査までに未納分をお支払いいただきます。

# MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



# 区立高齢者住宅の申込書(表)の書き方

※区立高齢者住宅の申込番号は **1** で、申込書はみどり色です。

日付をご記入ください。

申込書 (みどり色)

令和7年5月

## 区立高齢者住宅〔けやき苑〕使用申込書

令和7年5月22日

(宛先) 東京都板橋区長

私は、東京都板橋区立高齢者住宅条例に基づく高齢者住宅を使用したいので、申し込みます。  
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

入居審査にあたり、申請者（同居者を含む。）の住民票関係情報及び地方税関係情報の照会をされることに同意します。

- 裏面も必ず記入してください。
- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み等は、申込みが無効となります。

※記入しないで下さい。

※記入しないで下さい。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者・パートナーも含む）を書いてください。

※ここに書かれた方以外は入居できません。

職業をはっきり、具体的に書いてください。（会社員、派遣、パート、アルバイトなど）

個人番号（マイナンバー）は、当选した場合に記入します。申込時には記入不要です。

1 申込者について（※この欄に記入された方が区立高齢者住宅使用許可の名義人になります。）

|                           |              |            |              |
|---------------------------|--------------|------------|--------------|
| 郵便番号                      | 173-8501     | 板橋区        | 板橋 2-66-1    |
| 現住所                       | 板橋 様方 201 号室 |            |              |
| 自宅電話                      | 03-5678-1234 | 自宅不在時連絡先電話 | 03-3579-2165 |
| フリガナ                      | ジュウタク        | タロウ        | 大正 (昭和)      |
| 氏名                        | 住宅 太郎        | 生年月日       | 24 年 9 月 1 日 |
| 個人番号                      | 当選した場合に記入します |            |              |
| 住宅に入ろうとする人数<br>(申込者本人も含む) | 2 人          | 区内居住年数     | 4 年          |
| 申込者の年齢                    | 満 75 歳       |            |              |

2 区立高齢者住宅に入居しようとするすべての世帯員について

| 住宅に入ろうとする世帯（親族）の構成 |              |                              |    |                                          |             |                                           |
|--------------------|--------------|------------------------------|----|------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------|
| フリガナ<br>氏名         | 続柄           | 生年月日<br>(満年齢)                | 職業 | 年 収 額                                    |             | 申込日現在の勤務先の名称<br>所在地及び電話番号等                |
|                    |              |                              |    | 収入金額                                     | 所得金額        |                                           |
| 申 込 者              | 本人           |                              | 無職 | 2,400,000 円                              | 1,200,000 円 | 名 称<br>所在地<br>電話番号<br>就職(開業)年月日<br>厚生年金受給 |
| ジュウタク キョウコ         | 妻            | 大 29 年<br>5 月 1 日<br>( 71 歳) | 主婦 | 1,000,000 円                              | 0 円         | 名 称<br>所在地<br>電話番号<br>就職(開業)年月日<br>厚生年金受給 |
| 同居者個人番号            | 当選した場合に記入します |                              |    |                                          |             |                                           |
| 特 別 控 除 金 額        | △ 円          |                              |    | 特別控除対象者の氏名 種類                            |             |                                           |
| 差 引 所 得 金 額        | 1,200,000 円  |                              |    | 入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養） 0 人 |             |                                           |

24～30 ページで計算した所得金額を記入します。

30 ページを参照  
24 ページで計算する。

年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

※ 裏面の書き方は42ページを参照

太線内を書いてください。

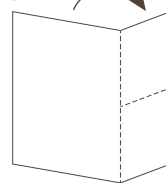
| 郵便はがき                                                      |                            |
|------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 必ずはって<br>ください。<br>85<br>円切手<br>を                           |                            |
| 1 7 3 8 5 0 1                                              |                            |
| 住所                                                         | 板橋区 板橋 2-66-1<br>板橋荘 201号室 |
| 氏名                                                         | 住宅 太郎 様                    |
| 申込番号                                                       | 1. 一人～二人向                  |
| 抽せん番号                                                      | ※記入しないで下さい。<br>番           |
| 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号<br>板橋区都市整備部住宅政策課<br>電話 (3579) 2187 |                            |
| 高 太線内を書いてください。<br>(切りはなさないこと)                              |                            |
| 郵便はがき                                                      |                            |
| 必ずはって<br>ください。<br>85<br>円切手<br>を                           |                            |
| 1 7 3 8 5 0 1                                              |                            |
| 住所                                                         | 板橋区 板橋 2-66-1<br>板橋荘 201号室 |
| 氏名                                                         | 住宅 太郎 様                    |
| 申込番号                                                       | 1. 一人～二人向                  |
| 抽せん番号                                                      | ※記入しないで下さい。<br>番           |
| 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号<br>板橋区都市整備部住宅政策課<br>電話 (3579) 2187 |                            |
| 高 太線内を書いてください。                                             |                            |



必ず85円切手をはってください。  
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

★ の折りたたみ方

①



二ツ折りにする

②



三ツ折りにする

# 区営住宅の申込書(表)の書き方

※区営住宅の申込番号は **2** で、申込書はもも色です。

日付をご記入ください。

申込者本人も含めた  
住宅に入ろうとする家族  
全員（現在は別居して  
いるが、住宅と一緒に  
入ろうとする親族・婚約  
者・パートナーも含む）  
を書いてください。

※ここに書かれた方  
以外は入居できま  
せん。

24～30 ページで計算  
した所得金額を記入し  
ます。

個人番号(マイナンバー)  
は、当選した場合に記入  
します。申込時には記入  
不要です。

年金・恩給を受けている方はその  
種類を、また生活保護を受けている方は  
「生活保護受給中」と記入します。

30 ページを参照  
24 ページで計算する。

職業をはっきり、具体的に書いてください。  
(会社員、派遣、パート、アルバイトなど)

## 申込書（もも色）

令和7年5月

## 区営住宅 使用申込書

令和7年5月22日

(宛先) 東京都板橋区長

私は、東京都板橋区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので、申し込みます。  
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。  
また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。  
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。  
入居審査にあたり、申請者（同居者を含む。）の住民票関係情報及び地方税関係情報の照会をされることに同意します。

- 裏面も必ず記入してください。
- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み等は、申込みが無効となります。

|     |             |
|-----|-------------|
| 受付印 | ※記入しないで下さい。 |
|-----|-------------|

|      |          |       |             |   |
|------|----------|-------|-------------|---|
| 申込番号 | 2. 二人以上向 | 抽せん番号 | ※記入しないで下さい。 | 番 |
|------|----------|-------|-------------|---|

1 申込者について（※この欄に記入された方が区営住宅使用許可の名義人になります。）

|        |                                     |        |                       |
|--------|-------------------------------------|--------|-----------------------|
| 郵便番号   | 173-8501                            | 個人番号   | 当選した場合に記入します          |
| 現住所    | 板橋区板橋2-66-1 板橋荘101号室                | 区内在住年数 | 10年                   |
| フリガナ氏名 | ジュウタク 住宅 氏名 太郎                      | 生年月日   | 大正昭和平成 52年9月2日 満(47)歳 |
| 電話番号   | 自宅 03(1234)5678 携帯・職場等 03(3579)2187 |        |                       |

2 区営住宅に入居しようとするすべての世帯員について

| フリガナ氏名<br>個人番号              | 続柄                  | 生年月日                  | 収入金額             | 所得金額             | 特別控除<br>(○で囲む)                          | 申込日現在の勤務先又は学校の<br>名称、所在地及び電話番号等                                        |
|-----------------------------|---------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 申込者                         | 本人                  |                       | 収入金額 円 2,386,998 | 所得金額 円 1,488,800 | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親               | 名称 板橋工業(株)<br>所在地 板橋区板橋1-2-3<br>電話番号 03-3579-2187<br>勤務(開業)年月日 H2年4月1日 |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      | 会社員                                                                    |
| ジュウタク ヨシコ                   | 妻                   | 大昭和平成 53年3月10日 満(47)歳 | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親               | 名称 東板橋高校<br>所在地 板橋区板橋1-2-3<br>電話番号 03-3579-2187<br>勤務(開業)年月日           |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      | 主婦                                                                     |
| ジュウタク タカシ                   | 子                   | 大昭和平成 19年7月10日 満(17)歳 | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親               | 名称 東板橋高校<br>所在地 板橋区板橋1-2-3<br>電話番号 03-3579-2187<br>勤務(開業)年月日           |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      | 高校生                                                                    |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      |                                                                        |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      |                                                                        |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      |                                                                        |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      |                                                                        |
| 個人番号                        | 当選した場合に記入します        |                       |                  |                  | 職業                                      |                                                                        |
| 所得基準判定                      | 世帯員全員の年間所得金額の合計 (A) | 1,488,800 円           | 特別控除の額の合計 (B)    | 250,000 円        | 住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養) | 0人                                                                     |
| 差引所得金額 (A) - (B) ※入居所得基準判定額 | 1,238,800 円         |                       |                  |                  |                                         |                                                                        |

※注意 寡婦・ひとり親 控除額は、控除を受けようとする方の所得金額が上限になります。

※ 裏面の書き方は42ページを参照

太線内を書いてください。

郵便はがき

必ずはって  
ください。  
85  
円切手  
を

1 7 3 8 5 0 1

住所 板橋区 板橋 2-66-1  
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

申込番号 2. 二人以上向 抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口  
電話 (5943) 5006

区 太線内を書いてください。  
(切りはなさないこと)  
郵便はがき

必ずはって  
ください。  
85  
円切手  
を

1 7 3 8 5 0 1

住所 板橋区 板橋 2-66-1  
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

申込番号 2. 二人以上向 抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口  
電話 (5943) 5006

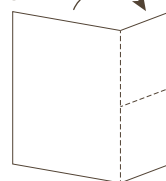
区 太線内を書いてください。



必ず85円切手をはってください。  
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

★申込書の折りたたみ方

①



二ツ折りにする

②



三ツ折りにする

# 改良住宅の申込書(表)の書き方

※改良住宅の申込番号は **3** で、申込書は き色 です。

日付をご記入ください。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者・パートナーも含む）を書いてください。

※ここに書かれた方以外は入居できません。

24～30 ページで計算した所得金額を記入します。

個人番号(マイナンバー)は、当選した場合に記入します。申込時には記入不要です。

年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

30 ページを参照  
24 ページで計算する。

職業をはっきり、具体的に書いてください。  
(会社員、派遣、パート、アルバイトなど)

## 申込書（き色）

令和7年5月

## 改良住宅 使用申込書

令和7年5月22日

(宛先) 東京都板橋区長

私は、東京都板橋区改良住宅条例に基づく改良住宅を使用したいので、申し込みます。  
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

入居審査にあたり、申請者（同居者を含む。）の住民票関係情報及び地方税関係情報の照会をされることに同意します。

- 裏面も必ず記入してください。
- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み等は、申込みが無効となります。

受付印 ※記入しないで下さい。

抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

申込番号 3. 二人以上向

### 1 申込者について（※この欄に記入された方が改良住宅使用許可の義名になります。）

|        |                                     |        |                         |
|--------|-------------------------------------|--------|-------------------------|
| 郵便番号   | 173-8501                            | 個人番号   | 当選した場合に記入します            |
| 現住所    | 板橋区板橋2-66-1 板橋荘101号室                | 区内在住年数 | 10年                     |
| フリガナ氏名 | ジュウタク 住宅 氏名 太郎                      | 生年月日   | 大正(昭和)平成 52年9月2日 満(47)歳 |
| 電話番号   | 自宅 03(1234)5678 携帯・職場等 03(3579)2187 |        |                         |

### 2 改良住宅に入居しようとするすべての世帯員について

| フリガナ氏名<br>個人番号               | 続柄                  | 生年月日            | 収入金額             | 所得金額             | 特別控除<br>(○を囲む)                         | 申込日現在の勤務先又は学校の<br>名称、所在地及び電話番号等                                        |
|------------------------------|---------------------|-----------------|------------------|------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 申込者                          | 本人                  |                 | 収入金額 円 2,386,998 | 所得金額 円 1,488,800 | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親              | 名称 板橋工業(株)<br>所在地 板橋区板橋1-2-3<br>電話番号 03-3579-2187<br>勤務(開業)年月日 H2年4月1日 |
| 個人番号                         | 当選した場合に記入します        |                 |                  |                  | 職業                                     | 会社員                                                                    |
| ジュウタク ヨシコ                    | 大昭平令 妻              | 53年3月10日 満(47)歳 | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親              | 名称<br>所在地<br>電話番号<br>勤務(開業)年月日                                         |
| 住宅 良子                        | 大昭平令                | 満( )歳           | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親              | 主婦                                                                     |
| 個人番号                         | 当選した場合に記入します        |                 |                  |                  | 職業                                     |                                                                        |
|                              | 大昭平令                | 年月日 満( )歳       | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親              | 名称<br>所在地<br>電話番号<br>勤務(開業)年月日                                         |
| 個人番号                         | 当選した場合に記入します        |                 |                  |                  | 職業                                     |                                                                        |
|                              | 大昭平令                | 年月日 満( )歳       | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親              | 名称<br>所在地<br>電話番号<br>勤務(開業)年月日                                         |
| 個人番号                         | 当選した場合に記入します        |                 |                  |                  | 職業                                     |                                                                        |
|                              | 大昭平令                | 年月日 満( )歳       | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親              | 名称<br>所在地<br>電話番号<br>勤務(開業)年月日                                         |
| 個人番号                         | 当選した場合に記入します        |                 |                  |                  | 職業                                     |                                                                        |
|                              | 大昭平令                | 年月日 満( )歳       | 収入金額 円           | 所得金額 円           | 老人・特定<br>他障・特障<br>寡婦・ひとり親              | 名称<br>所在地<br>電話番号<br>勤務(開業)年月日                                         |
| 所得基準判定                       | 世帯員全員の年間所得金額の合計 (A) | 1,488,800 円     |                  |                  | 住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税上の扶養親族数(遠隔地扶養) | 0人                                                                     |
| 特別控除の額の合計 (B)                |                     |                 |                  |                  |                                        |                                                                        |
| 差引所得金額 (A) - (B) ※入居所得基準の判定額 |                     |                 |                  | 1,488,800 円      |                                        |                                                                        |

※注意 寡婦・ひとり親 控除額は、控除を受けようとする方の所得金額が上限になります。

※ 裏面の書き方は42ページを参照

太線内を書いてください。

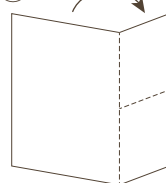
| 郵便はがき                                                                       |                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 必ずはって<br>ください。<br>85<br>円<br>切手<br>を                                        | 1 7 3 8 5 0 1                        |
| 住所                                                                          | 板橋区 板橋 2-66-1<br>板橋荘 201号室           |
| 氏名                                                                          | 住宅 太郎 様                              |
| 申込番号                                                                        | 3. 二人以上向                             |
| 抽せん番号                                                                       | ※記入しないで下さい。<br>番                     |
| 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号<br>板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口<br>電話 (5943) 5006 |                                      |
| 改                                                                           | 太線内を書いてください。<br>(切りはなさないこと)<br>郵便はがき |
| 必ずはって<br>ください。<br>85<br>円<br>切手<br>を                                        | 1 7 3 8 5 0 1                        |
| 住所                                                                          | 板橋区 板橋 2-66-1<br>板橋荘 201号室           |
| 氏名                                                                          | 住宅 太郎 様                              |
| 申込番号                                                                        | 3. 二人以上向                             |
| 抽せん番号                                                                       | ※記入しないで下さい。<br>番                     |
| 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号<br>板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口<br>電話 (5943) 5006 |                                      |
| 改                                                                           | 太線内を書いてください。                         |



必ず85円切手をはってください。  
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

#### ★申込書の折りたたみ方

①



二ツ折りにする

②



三ツ折りにする

# 都営住宅〔地元割当〕の申込書(表)の書き方

※都営住宅〔地元割当〕の申込番号は **4 ～ 11** で、申込書は みず色 です。

日付をご記入ください。

申込番号は19ページを参照し、4・5・6・7・8・9・10・11のうち1つの申込番号を選んで○印をつけてください。  
不統一な記入、記入もれなどがありますと無効となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者・パートナーも含む）を書いてください。

※ここに書かれた方以外に入居できません。

24～30ページで計算した所得金額を記入します。

年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

30ページを参照  
24ページで計算する。

職業をはっきり、具体的に書いてください。  
(会社員、派遣、パート、アルバイトなど)

| 申込書（みず色）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------|-------------|------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--|--|-------------------|------|-----------------|---------------|-----------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------|-------|-------------|------------------|-------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------|----------------|---------------------|------------------|---|-------------------|-----------------------------------|-----------|----------------|--|-----------------|---|---|-------------------|-----------------------------------|--|--|--|-----------------|---|---|-------------------|-----------------------------------|--|--|--|-----------------|---|---|-------------------|-----------------------------------|--|--------|--------------------|-------------|--|--|-----------------------------------------|------------|--|--|--------------|---|--|--|--|--|--|--|---------------|-------------|--|-------------|--|--|--|
| 令和7年5月 都営住宅（地元割当） 使用申込書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 令和7年 <b>5月22日</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| <p>（宛先）東京都 板橋区長<br/>私は、東京都営住宅条例に基づき都営住宅を使用したいので、申し込みます。<br/>なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。<br/>また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。<br/>暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。</p> <p>●裏面も必ず記入してください。<br/>●太線枠内を必ず記入してください。<br/>●重複申込み、申込番号の記入もれ等は、申込みが無効となります。<br/>●申込番号は、申込書の3か所の同じ番号に○印を記入してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| いずれかひとつに○印をつけてください                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| <table><tr><td>4. 成増五丁目第2（1～2人向）</td><td rowspan="6">申込番号</td><td rowspan="6">※記入しないで下さい。</td></tr><tr><td>5. 双葉町（1～2人向）</td></tr><tr><td>6. 坂下一丁目（1～2人向）</td></tr><tr><td><b>7. 成増五丁目第2（2人以上向）</b></td></tr><tr><td>8. 板橋二丁目第2（2人以上向）</td></tr><tr><td>9. 前野町五丁目第4（2人以上向）</td></tr><tr><td>10. 板橋二丁目第2（3人以上向）</td><td rowspan="2">抽せん番号</td><td rowspan="2">※記入しないで下さい。</td></tr><tr><td>11. 西台一丁目（3人以上向）</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  | 4. 成増五丁目第2（1～2人向） | 申込番号 | ※記入しないで下さい。     | 5. 双葉町（1～2人向） | 6. 坂下一丁目（1～2人向） | <b>7. 成増五丁目第2（2人以上向）</b> | 8. 板橋二丁目第2（2人以上向）           | 9. 前野町五丁目第4（2人以上向）             | 10. 板橋二丁目第2（3人以上向） | 抽せん番号 | ※記入しないで下さい。 | 11. 西台一丁目（3人以上向） |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 4. 成増五丁目第2（1～2人向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 申込番号               | ※記入しないで下さい。                    |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 5. 双葉町（1～2人向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 6. 坂下一丁目（1～2人向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| <b>7. 成増五丁目第2（2人以上向）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 8. 板橋二丁目第2（2人以上向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 9. 前野町五丁目第4（2人以上向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 10. 板橋二丁目第2（3人以上向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 抽せん番号              | ※記入しないで下さい。                    |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 11. 西台一丁目（3人以上向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 1 申込者について（※この欄に記入された方が都営住宅使用許可の名義人になります。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| <table><tr><td>申 込 者</td><td>郵便番号</td><td>1 7 3 - 8 5 0 1</td><td>区内居住年数</td><td>10 年</td></tr><tr><td></td><td>現住所</td><td colspan="3">板橋区 <b>板橋 2-66-1 板橋荘 101号室</b></td></tr><tr><td></td><td>フリガナ</td><td>ジュウタク タロウ</td><td>生年月日</td><td>大正・昭和・平成</td></tr><tr><td></td><td>氏名</td><td>氏 <b>住宅 太郎</b></td><td></td><td>52年 9月 2日 満（47）歳</td></tr><tr><td></td><td>電話番号</td><td>自宅 03 1234 5678</td><td>携帯・職場等</td><td>03 (3579) 2187</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  | 申 込 者             | 郵便番号 | 1 7 3 - 8 5 0 1 | 区内居住年数        | 10 年            |                          | 現住所                         | 板橋区 <b>板橋 2-66-1 板橋荘 101号室</b> |                    |       |             | フリガナ             | ジュウタク タロウ   | 生年月日              | 大正・昭和・平成                                                                                              |            | 氏名               | 氏 <b>住宅 太郎</b> |                     | 52年 9月 2日 満（47）歳 |   | 電話番号              | 自宅 03 1234 5678                   | 携帯・職場等    | 03 (3579) 2187 |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 申 込 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 郵便番号               | 1 7 3 - 8 5 0 1                | 区内居住年数      | 10 年             |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現住所                | 板橋区 <b>板橋 2-66-1 板橋荘 101号室</b> |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | フリガナ               | ジュウタク タロウ                      | 生年月日        | 大正・昭和・平成         |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏名                 | 氏 <b>住宅 太郎</b>                 |             | 52年 9月 2日 満（47）歳 |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 電話番号               | 自宅 03 1234 5678                | 携帯・職場等      | 03 (3579) 2187   |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 2 都営住宅に入居しようとするすべての世帯員について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| <table><tr><th>フリガナ氏</th><th>続柄</th><th>生年月日</th><th>収入金額</th><th>所得金額</th><th>特別控除（○で囲む）</th><th>申込日現在の勤務先又は学校の名称、所在地及び電話番号等</th><th>職業</th></tr><tr><td>申 込 者</td><td>本人</td><td></td><td>円 2,386,998</td><td>円 1,488,800</td><td>老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親</td><td>名 称 <b>板橋工業(株)</b><br/>所 在 地 <b>板橋区板橋1-2-3</b><br/>電話番号 <b>03-3579-2187</b><br/>勤務（開業）年月日 <b>H2年4月1日</b></td><td><b>会社員</b></td></tr><tr><td><b>ジュウタク ヨシコ</b></td><td><b>妻</b></td><td>大昭和 53年3月10日 満（47）歳</td><td>円</td><td>円</td><td>老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親</td><td>名 称<br/>所 在 地<br/>電話番号<br/>勤務（開業）年月日</td><td><b>主婦</b></td></tr><tr><td></td><td></td><td>大昭和 年 月 日 満（ ）歳</td><td>円</td><td>円</td><td>老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親</td><td>名 称<br/>所 在 地<br/>電話番号<br/>勤務（開業）年月日</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>大昭和 年 月 日 満（ ）歳</td><td>円</td><td>円</td><td>老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親</td><td>名 称<br/>所 在 地<br/>電話番号<br/>勤務（開業）年月日</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>大昭和 年 月 日 満（ ）歳</td><td>円</td><td>円</td><td>老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親</td><td>名 称<br/>所 在 地<br/>電話番号<br/>勤務（開業）年月日</td><td></td></tr><tr><td>所得基準判定</td><td>世帯員全員の年間所得金額の合計（A）</td><td colspan="2">円 1,488,800</td><td></td><td>住居に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）</td><td colspan="2"><b>0 人</b></td></tr><tr><td></td><td>特別控除の額の合計（B）</td><td colspan="2">円</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>差引所得金額（A）－（B）</td><td colspan="2">※入居所得基準の判定額</td><td>円 1,488,800</td><td colspan="3"></td></tr></table> |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  | フリガナ氏             | 続柄   | 生年月日            | 収入金額          | 所得金額            | 特別控除（○で囲む）               | 申込日現在の勤務先又は学校の名称、所在地及び電話番号等 | 職業                             | 申 込 者              | 本人    |             | 円 2,386,998      | 円 1,488,800 | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親 | 名 称 <b>板橋工業(株)</b><br>所 在 地 <b>板橋区板橋1-2-3</b><br>電話番号 <b>03-3579-2187</b><br>勤務（開業）年月日 <b>H2年4月1日</b> | <b>会社員</b> | <b>ジュウタク ヨシコ</b> | <b>妻</b>       | 大昭和 53年3月10日 満（47）歳 | 円                | 円 | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親 | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日 | <b>主婦</b> |                |  | 大昭和 年 月 日 満（ ）歳 | 円 | 円 | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親 | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日 |  |  |  | 大昭和 年 月 日 満（ ）歳 | 円 | 円 | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親 | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日 |  |  |  | 大昭和 年 月 日 満（ ）歳 | 円 | 円 | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親 | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日 |  | 所得基準判定 | 世帯員全員の年間所得金額の合計（A） | 円 1,488,800 |  |  | 住居に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養） | <b>0 人</b> |  |  | 特別控除の額の合計（B） | 円 |  |  |  |  |  |  | 差引所得金額（A）－（B） | ※入居所得基準の判定額 |  | 円 1,488,800 |  |  |  |
| フリガナ氏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 続柄                 | 生年月日                           | 収入金額        | 所得金額             | 特別控除（○で囲む）                              | 申込日現在の勤務先又は学校の名称、所在地及び電話番号等                                                                           | 職業         |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 申 込 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 本人                 |                                | 円 2,386,998 | 円 1,488,800      | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親                       | 名 称 <b>板橋工業(株)</b><br>所 在 地 <b>板橋区板橋1-2-3</b><br>電話番号 <b>03-3579-2187</b><br>勤務（開業）年月日 <b>H2年4月1日</b> | <b>会社員</b> |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| <b>ジュウタク ヨシコ</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>妻</b>           | 大昭和 53年3月10日 満（47）歳            | 円           | 円                | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親                       | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日                                                                     | <b>主婦</b>  |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    | 大昭和 年 月 日 満（ ）歳                | 円           | 円                | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親                       | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日                                                                     |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    | 大昭和 年 月 日 満（ ）歳                | 円           | 円                | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親                       | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日                                                                     |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    | 大昭和 年 月 日 満（ ）歳                | 円           | 円                | 老人・特定他障・特障寡婦・ひとり親                       | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号<br>勤務（開業）年月日                                                                     |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| 所得基準判定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 世帯員全員の年間所得金額の合計（A） | 円 1,488,800                    |             |                  | 住居に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養） | <b>0 人</b>                                                                                            |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 特別控除の額の合計（B）       | 円                              |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 差引所得金額（A）－（B）      | ※入居所得基準の判定額                    |             | 円 1,488,800      |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |
| ※注意 寡婦・ひとり親 控除額は、控除を受けようとする方の所得金額が上限になります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                    |                                |             |                  |                                         |                                                                                                       |            |  |  |                   |      |                 |               |                 |                          |                             |                                |                    |       |             |                  |             |                   |                                                                                                       |            |                  |                |                     |                  |   |                   |                                   |           |                |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |  |  |                 |   |   |                   |                                   |  |        |                    |             |  |  |                                         |            |  |  |              |   |  |  |  |  |  |  |               |             |  |             |  |  |  |

※ 裏面の書き方は42ページを参照

太線内を書いてください。

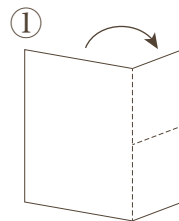
|                                                               |                            |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 郵便はがき                                                         |                            |
| 173-8501                                                      |                            |
| 太線内を書いてください。                                                  |                            |
| 住所                                                            | 板橋区 板橋 2-66-1<br>板橋荘 201号室 |
| 氏名                                                            | 住宅 太郎 様                    |
| いずれかひとつに○印をつけてください                                            |                            |
| 申込番号                                                          | 申込番号                       |
| 4. 成増五丁目第2 (1~2人向)                                            | 8. 板橋二丁目第2 (2人以上向)         |
| 5. 双葉町 (1~2人向)                                                | 9. 前野町五丁目第4 (2人以上向)        |
| 6. 坂下一丁目 (1~2人向)                                              | 10. 板橋二丁目第2 (3人以上向)        |
| 7. 成増五丁目第2 (2人以上向)                                            | 11. 西台一丁目 (3人以上向)          |
| 〒173-8501<br>板橋区板橋二丁目66番1号<br>板橋区都市整備部住宅政策課<br>電話 (3579) 2187 |                            |
| ※記入しないで下さい。                                                   |                            |
| 抽せん番号                                                         |                            |
| 番                                                             |                            |
| (切りはなさないこと)                                                   |                            |
| 郵便はがき                                                         |                            |
| 173-8501                                                      |                            |
| 太線内を書いてください。                                                  |                            |
| 住所                                                            | 板橋区 板橋 2-66-1<br>板橋荘 201号室 |
| 氏名                                                            | 住宅 太郎 様                    |
| いずれかひとつに○印をつけてください                                            |                            |
| 申込番号                                                          | 申込番号                       |
| 4. 成増五丁目第2 (1~2人向)                                            | 8. 板橋二丁目第2 (2人以上向)         |
| 5. 双葉町 (1~2人向)                                                | 9. 前野町五丁目第4 (2人以上向)        |
| 6. 坂下一丁目 (1~2人向)                                              | 10. 板橋二丁目第2 (3人以上向)        |
| 7. 成増五丁目第2 (2人以上向)                                            | 11. 西台一丁目 (3人以上向)          |
| 〒173-8501<br>板橋区板橋二丁目66番1号<br>板橋区都市整備部住宅政策課<br>電話 (3579) 2187 |                            |
| ※記入しないで下さい。                                                   |                            |
| 抽せん番号                                                         |                            |
| 番                                                             |                            |

必ず85円切手をはってください。

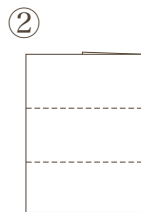
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

申込番号は19ページを参照し、4・5・6・7・8・9・10・11のうち1つの申込番号を選んで○印をつけてください。  
不統一な記入、記入もれなどがありますと無効となります。

## ★申込書の折りたたみ方



二ツ折りにする



三ツ折りにする

# 各住宅申込書(裏)の書き方

## 各住宅申込書の紙色

|         |      |            |     |
|---------|------|------------|-----|
| 区立高齢者住宅 | みどり色 | 改良住宅       | き色  |
| 区営住宅    | もも色  | 都営住宅（地元割当） | みず色 |

※例として、区営住宅の申込書(裏)を載せています。

## 申込書（もも色）

3 表面1の申込者の現在の同居親族数と、区営住宅に入居しようとする世帯員の人数について

現在、申込者を含め **2** 人で暮らしており、区営住宅には **1** 人で入居する予定です。

それぞれ人数を記入してください。

4 現在は同居しているが、区営住宅には入居しない方について

| 氏 名 | 続 柄 | 生年月日等                    | 区営住宅に入らない理由 |
|-----|-----|--------------------------|-------------|
|     |     | 大・昭・平・令<br>年 月 日 満 ( ) 歳 |             |
|     |     | 大・昭・平・令<br>年 月 日 満 ( ) 歳 |             |

住宅に入らない方がいる場合は、記入してください。

5 現在は別居しているが、区営住宅に同居しようとする方について

| 氏 名             | 続 柄 | 生年月日等                            | 区営住宅に同居する理由 |
|-----------------|-----|----------------------------------|-------------|
|                 |     | 大・昭・平・令<br>年 月 日 満 ( ) 歳         |             |
|                 |     | 大・昭・平・令<br>年 月 日 満 ( ) 歳         |             |
| 同居しようとする方の住宅の種類 |     | 1. 借家等の賃貸住宅 2. 自分の持ち家 3. その他 ( ) |             |

6 現在お住まいの住宅等の状況について

|           |                                                                  |  |  |  |  |
|-----------|------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 住 宅 の 種 類 | 1. 賃貸アパート・マンション 2. 戸建の借家 3. UR賃貸住宅 4. 公社住宅 5. 都民住宅<br>(該当する種類に○) |  |  |  |  |
| 間 取 り     | 6. 区営住宅 7. 都営住宅 8. 親族の家 9. 自分の持ち家 10. その他 ( )                    |  |  |  |  |
| 家 賃       | ( 2 ) K・DK LDK ※ 左のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計 ( 12 ) 畳                 |  |  |  |  |
|           | 月額 90,000 円 (共益費・駐車場代を除く)                                        |  |  |  |  |

洋室などでも畳数に換算してください。

7 区営住宅に入居しようとする世帯員における土地や建物の所有者の有無について

|              |              |                    |               |
|--------------|--------------|--------------------|---------------|
| 1 土地の所有者がいます | 2 建物の所有者がいます | 3 土地・建物の両方の所有者がいます | 4 <b>いません</b> |
|--------------|--------------|--------------------|---------------|

あてはまるものに○をつけてください。

※「1～3」に○をつけた方は、次のア～ウのいずれかに○をつけてください。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取壊し予定。

イ 差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。

ウ アとイ以外の理由。

8 区営住宅に入居しようとする世帯員の収入の種類又は世帯員全体に収入がない場合の生活状況等について

| 収入がある方の氏名及び収入の種類 |                                | 世帯員全員に収入がない場合の生活状況等                                                           |
|------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 氏 名              | 収入の種類 (複数あてはまる場合は全てに○)         |                                                                               |
| <b>住宅太郎</b>      | 1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ( ) | 1. 生活保護を受給している。<br>2. 失業中である。<br>3. 仕送りや援助を受けている。<br>4. その他<br>(具体的にご記入ください。) |
|                  | 1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ( ) |                                                                               |
|                  | 1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ( ) |                                                                               |
|                  | 1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ( ) |                                                                               |
|                  | 1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他 ( ) |                                                                               |

収入の種類に○をつけてください。  
一人で2種類以上の収入がある場合はあてはまるもの全てに○をつけてください。

# 都営住宅の募集案内

【問い合わせ先】 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター  
〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山3F  
☎ 03-3498-8894  
☎ 03-6418-5571(テレホンサービス)

## (1)【家族向・単身者向】年4回定期募集

| 募集時期  | 募集の内容                            | 備考                                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月上旬  | 家族向・単身向等【抽せん方式】                  | <b>【抽せん方式】</b><br>抽せんにより使用予定者となる方を決める方式です。<br>抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。<br><b>【ポイント方式】</b><br>ひとり親・高齢者・心身障がい者・多子・特に所得の低い世帯を対象に、住宅困窮度を判定し、住宅困窮度が高い世帯から順に使用予定者を決める方式です。 |
| 8月上旬  | 家族向【ポイント方式】<br>単身向・シルバーピア【抽せん方式】 |                                                                                                                                                                                |
| 11月上旬 | 家族向・単身向等【抽せん方式】                  |                                                                                                                                                                                |
| 2月上旬  | 家族向【ポイント方式】<br>単身向・シルバーピア【抽せん方式】 |                                                                                                                                                                                |

## (2)【家族向・単身者向】毎月募集(抽せん方式)

毎月中旬頃に募集します。  
詳しくは、東京都住宅供給公社ホームページでお確かめください。  
東京都住宅供給公社ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

## (3)【家族向】随時募集（先着順方式…オンラインで申し込めます。）

定期募集（年4回）および毎月募集で申込のなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。  
詳しくは、公社ホームページ（同上）でお確かめください。  
随時募集専用ダイヤル ☎ 03-5467-9266

## (4)【家族向・単身者向】地元割当(抽せん方式)

板橋区内にお住まいの方を対象に板橋区内の都営住宅を5月下旬・11月下旬に募集する予定です。  
詳しくは、板橋区役所住宅政策課までお問い合わせください。 ☎ 03-3579-2187

# 都民住宅・その他の住宅の募集案内

☆区営住宅や都営住宅の所得基準を超過する方は、次の住宅への申込みをご検討ください。

- 都民住宅
  - ・ 東京都施行型  
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894
  - ・ 東京都住宅供給公社施行型  
東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244
- 公社住宅
  - ・ 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244
- UR賃貸住宅
  - ・ UR都市機構  
賃貸住宅募集案内総合窓口 ☎ 0120-411-363

## ご注意

- ① 平成 23 年 4 月 1 日から公募にかかる事務の一部を、指定管理者である株式会社 東急コミュニティーが行っています。
- ② この「住宅募集のご案内」（本冊子）は、**抽せん結果のお知らせ** がお手元に届くまで、大切に保管してください。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。